

プラン策定の趣旨

1. プラン策定の背景・意義

- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりの推進。
- 現行の「滋賀県多文化共生推進プラン」は、平成26年度をもって計画期間が終了。

2. プランの位置づけ

- 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月総務省自治行政局国際室)に基づき策定。
- 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、民間企業、県民などの各主体が取り組む多文化共生の社会づくりの方向性を示す指針・計画。

本県多文化共生における現状と課題

1. 本県を取り巻く社会情勢等の変化

- わが国の外国人住民人口は、平成20年(2008年)の経済危機以降、減少傾向にあったが、平成25年末は、2,066,445人で増加(対前年度末増加率1.6%)に転じた。
- 日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まり、平成24年(2012年)7月より、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象になった。
- 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)では、高度外国人材受入環境の整備や外国人技能実習制度の見直しによる外国人材の活用が検討。

2. 本県の特徴と課題

【人口等】

- 滋賀県人口: 滋賀県人口は、平成27年(2015年)をピークに減少が予想される。
- 外国人住民人口: 平成25年末現在、滋賀県の外国人住民人口は、24,712人で、減少傾向。
- 国籍等別: 国籍等別では、ブラジル(7,945人、32.2%)、韓国・朝鮮(5,339人、21.6%)、中国・台湾(4,974人、20.1%)、フィリピン(1,978人、8.0%)、ペルー(1,633人、6.6%)の順。
- 在留資格別: 在留資格別では、永住資格「永住者」は8,314人で33.6%を占め、増加傾向。

【コミュニケーション支援】

- 言語ニーズの多様化: 外国人住民の国籍等の構成変化。滞在の長期化で日本語がある程度理解できる外国人住民もいる。
- 日本語学習: 外国人住民は、日本語や日本社会について学び、理解することが必要。

【生活支援】

- (労働等)
- 就労状況: 派遣・請負事業所に就労しているものの割合が高く、不安定な就労形態。
- 留学生等: 留学生等のグローバル人材の県内企業への就職機会の提供。
- 技能実習生: 国において期間延長や業種の拡大等が検討。
- 住環境: 外国人住民は賃貸住宅等への入居制限を受けやすい。
- (教育)
- 外国人児童生徒: 日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加に転じ、在籍学校数も増加。
- 高等学校進学: 高等学校進学を希望する外国人児童生徒に対するサポートについて、小・中・高等学校連携が必要。
- (医療・福祉)
- 外国人患者の受入: 外国語に通じる医療機関の情報提供。医療通訳がいるなど外国人患者の受入れ体制が整備された医療機関は限定されている。
- 福祉との連携: 福祉現場との連携。また、今後は、外国人住民の高齢化も進むと予想される。
- (防災)
- 防災啓発: 防災啓発の継続や、地域の防災訓練などへの外国人住民の参加促進等が必要。
- 災害時の対応: 災害時には、言語や文化、災害経験の違い等から、特別な配慮が必要。
- (生活安全)
- 啓発の推進: 言語や法律、習慣などの違いにより、犯罪の当事者(被害者、加害者)となることがある。

【多文化共生の地域づくり】

- (啓発)
- 啓発: 啓発事業等を通じ、多文化共生や外国人の人権尊重に関する理解を深めることが、引き続き必要。(社会活動への参加)
- 社会活動への参加: 地域活動やイベントへ参加しやすい環境づくりが必要。
- 県民のニーズ: 外国文化や言葉などを学びたいなど、国際感覚や異文化理解力を磨きたい県民ニーズ。

多文化共生推進に関する基本的な考え

1. 基本目標

- 国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。

2. 多文化共生社会を推進する意義

- (1) 地域の活性化
- (2) 住民の異文化理解力や国際感覚の向上
- (3) ユニバーサルデザインの地域づくりの推進
- (4) 市民活動団体と協働した地域づくりの推進
- (5) 県民の人権意識の高揚

多文化共生施策の方向性 ～推進に向けての10の施策～

(注) ☆は現行プランにはない取組(すでに取り組みされているものも含む)

1. こころが通じるコミュニケーション支援

(1) 地域における情報の多言語化

- ☆多言語に加え、「やさしい日本語」や漢字にふりがなをつけるなど理解しやすい表現の活用

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ・日本語および日本社会についての学習機会の提供
- ☆日本語教室と行政との連携

2. 安心して暮らせる生活支援

(3) 安心して働ける・暮らせる環境整備

- ☆企業や関係団体への適正雇用や多文化共生の啓発
- ☆入居しやすい環境づくり

(4) 教育環境の整備

- ・外国人児童生徒への教育の充実
- ・多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進

(5) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ☆外国人患者の受け入れ体制整備
- ☆福祉との連携

(6) 災害時への対応

- ・外国人住民への防災啓発
- ・災害時外国人サポーターの養成

(7) 生活安全における支援の充実

- ・学校や企業などの地域と連携した防犯や交通安全対策の推進

3. 活力ある多文化共生の地域づくり

(8) 地域社会に対する意識啓発

- ・多文化共生の意識づくりための啓発
- ☆人権尊重の理解促進

(9) 外国人の自立と社会参画

- ☆多言語に加え、「やさしい日本語」や漢字にふりがなをつけるなど理解しやすい表現の活用(再掲)
- ☆外国人住民の持つ多様な文化や言語などを通じた社会参画の促進

(10) ☆多様性を活かした地域づくり

- ☆外国人住民から文化や言語などを学べる環境づくり
- ☆留学生等の県内企業への就職支援

プランの推進

1. 各主体の役割
県、市町、国際交流協会、市民活動団体、民間企業、県民
2. 県における推進体制
庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進